

議案第127号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める必要があるので、本案を提出いたします。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年葛飾区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第32条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第32条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第32条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第32条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。